

多賀城市シルバーワークプラザの指定管理者選定の概要について

1 指定管理に関する取組経過

年月日	事項	概要
平成22年4月1日 ～平成25年3月31日	第1期指定 管理者指定	社団法人多賀城市シルバー人材センターを非公募で選定し指定
平成25年4月1日 ～平成30年3月31日	第2期指定 管理者指定	公益社団法人多賀城市シルバー人材センターを非公募で選定し指定
平成30年4月1日 ～令和5年3月31日	第3期指定 管理者指定	公益社団法人多賀城市シルバー人材センターを非公募で選定し指定
令和4年7月29日	指定管理者 評価委員会	第3期指定管理者による管理運営実績を評価するため、評価委員会を開催し、事業経営や施設管理について、「適切(優)」と評価
令和4年8月10日	行政経営会 議	第4期指定管理者候補者を非公募で選定することを決定
令和4年9月8日	業務仕様書 提示	第4期指定管理者が行う業務の内容・範囲等を示す業務仕様書を提示
令和4年10月13日	指定管理者 候補者選定 委員会	現指定管理者から提出された指定申請書の内容等を審査し、第4期指定管理者の候補者として「適切(優)」と評価
令和4年11月2日	行政経営会 議	現指定管理者を第4期指定管理者候補者とすることを承認

2 指定管理の概要

- (1) 指定管理の対象となる施設
多賀城市シルバーワークプラザ
- (2) 指定管理者が行う業務の範囲
多賀城市シルバーワークプラザの管理運営に関する業務
- (3) 指定管理期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

3 指定管理者候補者の概要

- (1) 名称 公益社団法人多賀城市シルバー人材センター
- (2) 所在地 多賀城市中央二丁目25番1号
- (3) 代表者 理事長 鈴木 四郎
- (4) 設立 昭和59年3月31日

4 多賀城市シルバーワークプラザ指定管理者評価委員会の概要

- (1) 評価委員会の設置目的
多賀城市指定管理者導入方針に基づき、これまでの多賀城市シルバーワークプラザの指定管理者の取組を客観的に評価するために設置した。
- (2) 評価委員会の開催日時等
日 時 令和4年7月29日（金）
午前9時30分から午前11時40分まで
場 所 多賀城市役所3階 第1委員会室
- (3) 評価委員会委員

役職	区分	所属・氏名
委員長	有識者	多賀城市市民活動サポートセンター センター長 中津 涼子
委員	利用者代表	太田 博康
委員	利用者代表	西條 照子
委員	有識者	多賀城市地域包括支援センター運営 協議会 委員 阿部 勝子

委員	有識者	多賀城市生活支援体制整備事業第2層協議体 メンバー 小林 郁子
委員	市職員	企画経営部長 小野 史典
委員	市職員	都市産業部長 萱場 賢一

(4) 評価方法

指定管理者の評価に係る採点方法は、以下のとおり評価委員会で決定した。

ア 採点方法

委員ごとに18の評価項目を次の5点から1点までの5段階で評価した（委員1人当たり90点満点）。

点数	評価基準
5	十分に達成された
4	ほぼ達成された
3	一部問題はあったものの、おおむね達成された
2	改善を必要とする
1	改善の未対応、改善の見込みがない

イ 評価の目安

委員会全体で630点満点のうち378点（6割）以上の場合を適切であるとし、さらにその適切さを3段階で評価した。

総合得点	評価の目安
504点～630点	適切（優）
441点～503点	適切（良）
378点～440点	適切（可）
0点～377点	不適切（不可）

(5) 評価結果

指定管理者からの実績報告の説明の後、質疑・評価を行い、次の点数により「適切（優）」との評価を得た。

総合得点	評価
544点	適切（優）

※評価得点集計は、次ページ「多賀城市シルバーワークプラザ 指定管理者評価委員会 評価得点集計表」のとおり。

多賀城市シルバーワークプラザ指定管理者評価委員会 評価得点集計表

		評価項目							小計	平均		
大項目	中項目	小項目										
1	適正な管理運営に関する取組	ア 管理運営の実施状況	① 指定管理者としての管理運営方針に沿った施設運営がなされていたか	4	5	5	4	4	5	5	32	4.6
			② 施設の管理運営にあたる人員配置は適切であったか	4	4	4	5	4	4	5	30	4.3
			③ 施設の効率的な活用を図るための取組がなされ、その効果があったか	4	5	5	4	4	4	5	31	4.4
			④ 法定点検、自主点検等は適切に行われ、安全への配慮がなされていたか	4	5	5	5	4	4	5	32	4.6
			⑤ 適正な管理運営のための職員研修等が十分に実施されていたか	4	4	5	4	4	4	5	30	4.3
	イ 安全対策・危機管理体制	① 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の危機管理体制などは十分であったか	4	5	5	4	3	4	5	30	4.3	
		② 施設の維持管理をしていく上で、環境汚染防止等の対策は適切に行われていたか	4	4	5	4	4	5	5	31	4.4	
		③ 防犯、防災対策や非常災害時の対応などは十分であったか	4	5	5	3	3	5	5	30	4.3	
④ 施設利用者の個人情報を守るための対策は十分であったか		4	4	4	3	4	5	5	29	4.1		
2	利用促進	① 施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組がなされ、その効果があったか	4	4	5	4	3	4	5	29	4.1	
		② 各種教室や技能講習会等自主事業が計画的に開催され、事業促進が図られたか	4	4	5	4	4	4	5	30	4.3	
		③ 利用促進のためPR活動の取組がなされ、その効果があったか	3	4	5	4	4	4	5	29	4.1	
	イ サービス・満足度向上	① サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか	4	4	5	4	3	5	5	30	4.3	
		② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされたか	4	5	4	4	4	5	5	31	4.4	
		③ 利用者の立場に立ったトラブル等の未然防止対策がとられていたか	4	5	5	4	4	4	5	31	4.4	
		④ 利用者が公平に利用できるよう配慮されていたか	4	3	5	4	4	4	4	28	4.0	
		⑤ 利用者の新規登録等に対し利用しやすい環境が整っていたか	4	4	5	4	4	5	5	31	4.4	
⑥ 利用者が快適に利用できる環境が整っていたか	4	4	5	4	3	5	5	30	4.3			
合計			71	78	87	72	67	80	89	544		
平均			3.9	4.3	4.8	4.0	3.7	4.4	4.9	4.3		

◆ 評点について

点数	評価基準
5	十分に達成された
4	ほぼ達成された
3	一部問題はあったものの、おおむね達成された
2	改善を必要とする
1	改善の未対応、改善の見込みがない

◆ 評価の目安

総合得点(平均評点)	評価の目安
504点～630点(4.0以上)	適切(優)
441点～503点(3.5以上)	適切(良)
378点～440点(3.0以上)	適切(可)
0点～377点(3.0未満)	不適切(不可)

※総合得点は、委員7人の評点の合計とする

(6) 評価委員会からの主な意見

ア 指定管理者としての問題点は特にないと考えます。

イ 利用者アンケートにおいて、「またシルバーワークプラザを利用したい」「教室の内容等」についても、98%以上の評価を得ていることは、素晴らしいと思われれます。

ウ 市広報にて知り、高齢者になりましたが、また、パソコン教室、絵手紙、書道と学べる場所が見つかり大変ありがたく嬉しく思っております。

エ シルバーワークプラザは、いつも清掃が行きとどき、職員の皆様が親切で丁寧なる対応で明るく勉強できることに感謝しております。

オ スマホの教室もこれからの情報手段として必要になってくるのでぜひ開いてほしいです。

5 指定管理者候補者の選定方法

令和4年8月10日（水）に開催された令和4年度第6回行政経営会議において、以下の各評価等を踏まえ、「多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年多賀城市条例第9号）」第2条ただし書及び「多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年多賀城市規則第28号）」第2条第3号の規定に基づき、現指定管理者を次期指定管理者の候補者案として非公募により選定することを決定した。

- (1) 指定管理者評価委員会において、得点の合計が630点満点中544点で「適切（優）」であるとの評価であったこと。
- (2) 令和4年6月29日（水）から同年7月9日（土）まで実施した利用者アンケート調査において、高い評価を得ていること。
- (3) 市で実施した平成30年度から令和3年度までの4年間の業務評価等の結果から、市の総合評価として、施設の維持管理はもとより、設置目的である高齢者の健康の保持及び教養の向上を図る公共施設として事業を展開し、多くの市民が利用し、利用者の満足度も高いことから、おおむね良好に管理運営が行われていると評

価したこと。

(参考)

○多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
(抄)

(指定管理者の公募)

第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。ただし、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認めるときは、公募によらないことができる。

(1)～(7) (略)

○多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(抄)

(公募によらない選定理由)

第2条 条例第2条ただし書に規定する合理的な理由は、次のとおりとする。

(1) 専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体が客観的に特定されること。

(2) 地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること。

(3) 現にその管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること。

6 多賀城市シルバーワークプラザ指定管理者候補者選定委員会の概要

(1) 選定委員会の設置目的

多賀城市指定管理者導入方針に基づき、指定管理者の候補者選定を公正かつ適正に行うために設置した。

(2) 選定委員会の開催日時等

日 時 令和4年10月13日(木)

午前10時から午前11時50分まで

場 所 多賀城市役所3階 第1委員会室

(3) 選定委員会委員

役職	区分	所属・氏名
委員長	有識者	多賀城市多賀モリ会 会長 和泉 匡倫
委員	利用者代表	五十嵐 輝夫
委員	利用者代表	鈴木 敏子
委員	有識者	多賀城市町内会長連絡協議会 会長 柴田 十一夫
委員	市職員	総務部長 竹谷 敏和
委員	市職員	企画経営部長 小野 史典
委員	市職員	都市産業部長 萱場 賢一

(4) 審査方法

指定管理者の選定に係る審査方法は、以下のとおり選定委員会で決定した。

ア 採点方法

委員ごとに14の審査項目を次の5点から1点までの5段階で評価した（委員1人当たり70点満点）。

点数	審査基準
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている

イ 審査の目安

委員会全体で490点満点のうち294点（6割）以上の場合を適切であるとし、さらにその適切さを3段階で審査した。

総合得点	審査の目安
392点～490点	適切（優）
343点～391点	適切（良）
294点～342点	適切（可）
0点～293点	不適切（不可）

(5) 審査結果

指定管理指定申請者からの事業計画内容の説明の後、質疑・評価を行い、次の点数により「適切（優）」と評価した。

総合得点	評価
392点	適切（優）

※審査得点集計は、次ページ「多賀城市シルバーワークプラザ
指定管理者候補者選定委員会 審査得点集計表」のとおり。

多賀城市シルバーワークプラザ指定管理者候補者選定委員会 審査得点集計表

審査基準	審査項目	審査の視点	A	B	C	D	E	F	G	小計	平均
1 管理運営計画	(1) 管理運営方針	施設の設置目的に合致しているか	5	4	5	4	4	4	4	30	4.3
		管理運営業務全般の方針は適切か									
	(2) 人員配置	施設の管理運営にあたる人員配置は適切か	4	3	4	4	5	4	3	27	3.9
	(3) 職員研修	職員研修等による職員の指導育成は十分であるか	4	4	4	4	3	4	4	27	3.9
(4) 施設設備の維持管理		維持管理、安全管理は適切か	5	3	4	3	4	4	4	27	3.9
	施設、設備、備品の効用を長くする提案はあるか										
2 事業計画	(1) 利用促進	施設利用を促進させる提案があるか	5	4	4	4	4	4	4	29	4.1
		利用者の利便性が十分に図られているか									
	(2) 広報活動	施設をPRする広報活動があるか	4	4	3	4	5	3	4	27	3.9
各種相談、教室等をPRする広報は十分であるか											
(3) 利用者支援	各種の相談に応ずるための体制が整っているか	4	4	4	4	4	4	4	28	4.0	
3 危機安全管理体制	(1) 個人情報の保護	個人情報保護に関する制度を理解しているか	5	3	3	4	5	4	3	27	3.9
		個人情報保護の対策は十分であるか									
	(2) 安全管理	日常の事故防止、安全対策は十分であるか	5	3	3	3	5	4	4	27	3.9
(3) 緊急時の体制	災害等緊急時の体制は万全であるか	4	4	3	4	5	4	3	27	3.9	
4 サービス向上	(1) 平等利用	利用者が平等・公平に利用できる体制が確保されているか	5	3	4	4	4	4	4	28	4.0
		利用者に対する不当な利用制限はないか									
	(2) ニーズの把握	利用者からの意見・要望を把握する方策があるか	5	4	4	4	4	4	4	29	4.1
利用者からのクレーム等に迅速に対応できる体制があるか											
(3) サービスの向上	利用者からの意見・要望を運営に反映できる体制があるか	5	4	4	4	4	4	3	28	4.0	
5 安定的経営	(1) 団体の経営能力	団体の経営、財務状況は健全か	5	4	4	4	4	5	5	31	4.4
合計			65	51	53	54	60	56	53	392	
平均			4.6	3.6	3.8	3.9	4.3	4.0	3.8	4.0	

◆ 評点について

点数	基準
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている

◆ 審査の目安

総合得点 (平均評点)	審査の目安
392点～490点 (4.0以上)	適切 (優)
343点～391点 (3.5以上)	適切 (良)
294点～342点 (3.0以上)	適切 (可)
0点～293点 (3.0未満)	不適切 (不可)

※総合得点は、委員7人の評点の合計とする

(6) 選定委員会からの主な意見

- ア いつも前向きな姿勢で仕事をしていただいていると思います。
早くコロナがおさまって、以前のように参加人数が増えることを楽しみにしています。
- イ 幅広い事業を精力的に展開し、高齢者の意欲・能力を引き出すことに努め、生きがい、働きがいを高める活動をしていることに大いに評価する。結果として社会貢献に寄与しているものと考えらる。
- ウ 高齢者の認知症予防のためにも「社会参加」が求められている。
ボランティアや習いごとなど無理なく社会参加ができるためのシルバーワークプラザの取り組み、指導に期待します。
- エ 私はワークプラザの利用者で毎回楽しく利用させてもらっています。ワークプラザに感謝です。
- オ これまで以上に組織を拡大し、事業内容の充実をはかるためには広報活動の充実により市民の認知度を高める必要があると思う。
市をはじめとする関係機関との連携を強め、一段と創意工夫を求めたい。
- カ 施設の新規利用を増加させるための広報活動にもう一工夫の余地があると思います。

7 多賀城市シルバーワークプラザの管理運営に係る事業計画(概要・要旨)

(1) 管理運営方針

多賀城市シルバーワークプラザ（以下「ワークプラザ」という。）の管理運営にあたっては、次のとおり適切な管理運営に努めます。

- ア ワークプラザは高年齢者の多年にわたる経験と知識を活かし、その希望と能力に応じた作業等社会的活動を行う場所を提供し、心身の健康と生きがいの増進を図るための便宜を総合的に供与し、また市民の交流の場であることから、その設置理念に基づき管理運営いたします。
- イ 公の施設であるということを念頭に置き、公平な運営を行います。

ウ 効果的かつ効率的な管理運営を行い、経費節減に努めます。

エ 個人情報適切な管理を行います。

オ 利用者の意見、要望等を管理運営に反映させます。

カ 広報等により施設のPRに努め、新規利用者の開拓を図り、自主事業等による施設の利用促進に努めます。

キ 指定管理について、他の者への再委託は行いません。

ク 管理運営にあたっては、関係規則等を遵守します。

(2) 施設の管理運営にあたる人員配置

職種	雇用形態	職員数
館長	常勤（法人事務局長兼務）	1人
事務職	常勤（法人事務局次長兼務）	1人
事務員	非常勤	1人
清掃員	非常勤	1人

(3) 適正な管理運営のための職員研修

ワークプラザの適正な維持管理、情報公開、個人情報の保護、また利用者等との良好な人間関係を構築するため、各種研修会に積極的に職員を派遣し、職員の資質・能力向上に努めます。

(4) 施設設備の維持管理

利用者が安全に施設を利用できるよう、日常の点検業務に重点を置き、早期発見に努め、適切に対応いたします。

(5) 地域との連携

常に地域住民の声に耳を傾けながら適切に対応するとともに、行政機関のみならず、多賀城市社会福祉協議会、多賀城・七ヶ浜商工会や宮城県シルバー人材センター連合会等と緊密に連携しながら業務を遂行します。

(6) 自主事業の実施方針

特別な機械等がなくても高年齢者が安全に習得できるような技能講習会を自主事業として実施し、これらの講習会受講を契機に、習得した技能を活かして、より一層地域貢献したい方々には、積極的に情報の提供・就労支援を行います。

また、施設利用者の向上心やチャレンジ精神を大切に育成し、

各種事業の企画・立案に活かし、より楽しく参画していただけるような事業を実施します。

具体的な自主事業内容

《技能講習会部門》

ふすま、障子張り・網戸張り・クロス張り・植木剪定等

《社会参加きっかけ教室部門》

パソコン教室・スマートフォン教室・日曜大工教室等

(7) 利用促進に関する取組

活動状況等を積極的にPRすることが、結果としてワークプラザ利用促進を高める効果をもたらすものと考えています。引き続き、市民の皆さんの“視覚に訴える”啓発活動を継続します。

ア 施設利用の促進

毎月2回、技能講習会や各種教室等の活動内容やその魅力を説明し、利用登録及び施設の利用を促します。

イ 広報活動

ワークプラザの存在やその趣旨、事業内容や行事予定などを広く知っていただくため、市の広報誌等により、積極的な広報活動を行います。

(8) 安全対策・危機管理体制

ア 地震、台風、火災等をはじめ様々な対応を1冊にまとめた「危機管理マニュアル」を作成し、発生事由ごとに迅速な対応ができるよう職員への周知徹底に努めます。

イ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、利用登録者等の理解と協力を得ながら、日々の活動において感染予防対策を徹底します。

ウ 緊急時の対応について、災害の予防及び人命の安全確保、被害の軽減を目的とした「ワークプラザ消防計画」に基づき自衛消防隊を組織し、毎年2回消防訓練を実施します。

(9) サービス・満足度向上の取組

ア 平等利用

性別や障害の有無にかかわらず、誰でも利用できるよう公平平等な取扱いに努めます。

イ ニーズの把握

技能講習会や各種教室等の受講者と職員との懇談会を定期的
に開催するほか、受講者アンケートを実施する等、利用者ニーズ
の把握に努めます。

ウ サービスの向上

自主事業内容の充実を図ることにより、サービスの質を高めま
す。